

○ 金融機関の合併及び転換に関する法律施行令（昭和四十三年政令第四百十三号）（第五条関係）

改正案	現行
<p>（総代以外の会員等に対する通知）</p> <p>第六条 信用金庫、労働金庫又は信用協同組合が合併決議又は転換決議を総代会において行う場合には、その会日の二週間前までに、総代以外の会員又は組合員に対して、合併総会又は法第二十三条第一項の總會の日時、会議の目的たる事項及び合併契約書又は転換計画書の要領を記載した通知書を発しなければならない。</p>	<p>（総代以外の会員等に対する通知）</p> <p>第六条 信用金庫又は信用協同組合が合併決議又は転換決議を総代会において行う場合には、その会日の二週間前までに、総代以外の会員又は組合員に対して、合併総会又は法第二十三条第一項の總會の日時、会議の目的たる事項及び合併契約書又は転換計画書の要領を記載した通知書を発しなければならない。</p>